

議案第 7 号

規 2-(6)

静岡市立学校設置条例の一部改正について

静岡市立学校設置条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、教育委員会の意見を聴取する。

令和 8 年 8 月 4 日提出

静岡市長 難 波 喬 司
(教育委員会事務局教育局教育総務課)

記

- 1 内 容 別紙のとおり
- 2 提案理由 令和 9 年度に「美和小学校」を「安倍口小学校」に、「久能小学校」を「大谷小学校」に統合することに伴い、所要の改正をしようとするものである。

〔整理欄〕※記入不要		／	()	:	担当 ()
審査・協議	第号	〔部 会〕 了承 ・ 一部修正 ・ 継続 ・ 取下げ			
電子起案	未 ・ 済	〔委員会〕 付議 ・ 報告			

例規概要説明書（教育委員会事務局教育局教育総務課）

1 制定改廃する例規の名称

静岡市立学校設置条例の一部を改正する条例

2 制定改廃の趣旨・理由

本市では、静岡市立小・中学校の適正規模・適正配置方針（令和５年３月改定）に基づき、児童数の減少が見込まれ、良好な教育環境を確保することが困難である地域において、市立小学校の再編を行っている。

この度、市立小学校の適正規模、適正配置の取組として、「美和小学校」を「安倍口小学校」に、「久能小学校」を「太谷小学校」に統合するため、所要の改正を行う。

3 制定改廃の概要

別表１小学校の表中「静岡市立久能小学校」及び「静岡市立美和小学校」を削る（別表関係）。

4 施行期日

令和９年４月１日

5 関係法令、条例等

- （１）学校教育法 第２条第１項
- （２）静岡市小・中学校管理規則 第59条第１項
- （３）静岡市教育委員会公印規則 別表第１及び別表第２

6 その他特記事項

- （１）９月議会での改正理由について

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第５条の規定に基づき、次年度に入学予定の児童の保護者に対し、翌学年の初めから２月前までに入学期日や入学する学校を指定して通知しなければならないとされている。

本市においては、毎年１月に実施する入学説明会に先立ち、12月上旬に通知を行っているため、その直近の９月定例会にて改正する。

(2) 本統廃合の決定について

ア 2 役への報告

(ア) 美和小学校については、令和 8 年 2 月 4 日に美和学区自治会連合会及び静岡市立美和小学校 P T A から、児童数の減少により安倍口小学校に統合する旨の要望（令和 8 年度末統合）があった。要望書提出にあたり、同年 1 月 6 日に市長に、同年 1 月 7 日に副市長に報告済み。（2 月 10 日重要政策副市長協議付議済み）

※参考 令和 8 年 5 月 1 日時点の児童数 41 人（令和 7 年 5 月 1 日時点 53 人）

(イ) 久能小学校については、令和 6 年 9 月 2 日に久能自治会連合会及び久能小学校 P T A から、児童数の減少により大谷小学校に統合する旨の要望（令和 8 年度末統合）があった。同年 5 月 9 日に市長に、同年 10 月 31 日に副市長に報告済み。（11 月 7 日重要政策副市長協議付議済み）

※参考 令和 8 年 5 月 1 日時点の児童数 10 人（令和 7 年 5 月 1 日時点 12 人）

イ 在校生及び保護者への報告

市として方針決定後、学校経由で在校生及び保護者へ周知を行った。

なお、開校に向けて、各地区で自治会、P T A、学校等で構成する学校開校準備委員会を設置し、協議を行っており、その内容については、その都度保護者用連絡ツールや自治会の回覧板を通じて周知を行っている。

※参考 美和小：令和 8 年 6 月

久能小：令和 7 年 6 月、令和 8 年 2 月、同年 6 月

(3) その他

静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設条例（平成 15 年静岡市条例第 126 号。所管課：スポーツ振興課）には、今回廃校となる 2 校の名称が含まれた夜間照明施設が記載されているため、所管課であるスポーツ振興課に情報提供したところ、下記の理由から条例改正しないことを確認した。

【静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設条例を改正しない理由】

本条例に規定されている施設の名称は、あくまで固有名詞であり、施設名称に含まれた学校が廃校となったとしても、改正する必要はないものと整理している。

議案第 号

静岡市立学校設置条例の一部改正について

静岡市立学校設置条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 年 月 日

静岡市長 難 波 喬 司

静岡市立学校設置条例の一部を改正する条例

静岡市立学校設置条例（平成15年静岡市条例第264号）の一部を次のように改正する。

別表 1 小学校の表中

「

静岡市立西奈南小学校	静岡市葵区南瀬名町 1 番20号
静岡市立美和小学校	静岡市葵区遠藤新田69番地の 1

を
」

「

静岡市立西奈南小学校	静岡市葵区南瀬名町 1 番20号
------------	------------------

に、
」

「

静岡市立大谷小学校	静岡市駿河区大谷3683番地の 2
静岡市立久能小学校	静岡市駿河区古宿213番地の 2

を
」

「

静岡市立大谷小学校	静岡市駿河区大谷3683番地の 2
-----------	-------------------

に
」

改める。

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

静岡市立学校設置条例（平成15年静岡市条例第264号）新旧対照表

現行		改正後（案）	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
1 小学校		1 小学校	
名称	位置	名称	位置
(略)	(略)	(略)	(略)
静岡市立西奈南小学校	静岡市葵区南瀬名町1番20号	静岡市立西奈南小学校	静岡市葵区南瀬名町1番20号
<u>静岡市立美和小学校</u>	<u>静岡市葵区遠藤新田69番地の1</u>	<u>静岡市立城北小学校</u>	<u>静岡市葵区北安東四丁目27番3号</u>
<u>静岡市立城北小学校</u>	<u>静岡市葵区北安東四丁目27番3号</u>	(略)	(略)
(略)	(略)	静岡市立大谷小学校	静岡市駿河区大谷3683番地の2
静岡市立大谷小学校	静岡市駿河区大谷3683番地の2	<u>静岡市立長田西小学校</u>	<u>静岡市駿河区丸子六丁目15番65号</u>
<u>静岡市立久能小学校</u>	<u>静岡市駿河区古宿213番地の2</u>	(略)	(略)
静岡市立長田西小学校	静岡市駿河区丸子六丁目15番65号		
(略)	(略)		

小・中学校の統合について

現在、統合に向けて動いている地区

※各学校の児童生徒数は、2026年4月3日現在の人数

①久能地区：2027年4月に久能小と大谷小が統合予定

- ・2024年9月に、PTAや自治会から、久能小(10人)の大谷小(334人)への統合についての要望書の提出
- ・2027年4月の統合に向けて、「学校開校準備委員会」にて地域と定期的に協議

②美和地区：2027年4月に美和小と安倍口小が統合予定

- ・2026年2月に、PTAや自治会から、美和小(41人)の安倍口小(184人)への統合についての要望書の提出
- ・2027年4月の統合に向けて、「学校開校準備委員会」にて地域と定期的に協議

③由比地区：2028年4月に由比中と由比小が統合予定

- ・2025年1月に、PTAや自治会から小中一貫校化の要望書が提出
- ・2026年4月に由比北小と由比小が統合
- ・2028年4月の由比中(125人)と由比小(170人)の統合による小中一貫校化に向けて、「学校開校準備委員会」にて、地域と定期的に協議

④藁科地域：2028年4月に中藁科小と藁科中が統合予定

- ・2022年9月に、PTAや自治会から小中一貫校化の要望書が提出
- ・2024年4月に、清沢小、水見色小、中藁科小が統合
- ・2028年4月の藁科中(45人)、中藁科小(70人)の統合に向けて、「学校開校準備委員会」にて、地域と定期的に協議

【久能地区】学校開校準備委員会



【由比地区】学校開校準備委員会



【藁科地域】学校開校準備委員会

